

都営住宅機械設備工事共通仕様書（平成31年4月） 追補版

凡例：_____下線部が追加・変更箇所

第1章 一般共通事項

第1節 一般事項

1.3.1
使用機材

- 1 機器及び材料（以下「機材」という。）の選定
(1) 原則として、日本産業規格（以下「JIS」という。）の合格品とする。

1.4.2
しゅん功図

- 1 しゅん功図として次のものを作成する。ただし、併存施設部分については、施設管理者と協議する。
- (1) 原図（大きさ：契約原図と同じ（日本産業規格A列1番又はA列2番）。）
ア しゅん功時の図面をトレーシングペーパーに印刷する。ただし、契約原図と変更がない場合は、契約原図を複写したものを原図としてもよい。
イ 原図は図面ケースに入れ、ケースには工事件名及び受注者名を明記する。
- (2) 陽画（製本）（大きさ：見開き日本産業規格A列3番）
(3) 変更なし
(4) 変更なし
(5) その他
ア 機器性能試験成績書（機器メーカーの成績書を含む。）及び機器取扱説明書等を提出する（大きさ：日本産業規格A列4番）。ただし、原図は不要とする。

令和元年7月1日 適用

都営住宅機械設備工事共通仕様書（平成31年4月） 追補版

凡例：~~~~~下線部が追加・変更箇所

第9章 昇降機設備工事

第1節 一般事項

9.1.1
適用範囲

- 昇降機設備は、建築基準法、同法施行令及び同法に基づく告示、日本産業規格（JIS）並びに条例ほか、関連諸法令などの定めによる。

都営住宅機械設備工事共通仕様書 追補版（令和元年7月1日）新旧対照表

頁	改定（新）		現行（旧）		摘要
	第1章 一般共通事項		第1章 一般共通事項		
	第9章 昇降機設備工事		第9章 昇降機設備工事		
	第1節 一般事項		第1節 一般事項		
9	1.3.1 使用機材	第3節 機器及び材料 1 機器及び材料（以下「機材」という。）の選定 (1) 原則として、日本産業規格（以下「JIS」という。）の合格品とする。 (2)～(5)（変更なし－省略） 2（変更なし－省略）	1.3.1 使用機材	第3節 機器及び材料 1 機器及び材料（以下「機材」という。）の選定 (1) 原則として、日本工業規格（以下「JIS」という。）の合格品とする。 (2)～(5)（変更なし－省略） 2（変更なし－省略）	工業標準化法の一部改正に伴う修正
12	1.4.2 しゅん功図	1 しゅん功図として次のものを作成する。ただし、併存施設部分については、施設管理者と協議する。 (1) 原図（大きさ：契約原図と同じ（日本産業規格A列1番又はA列2番）。） ア しゅん功時の図面をトレーシングペーパーに印刷する。ただし、契約原図と変更がない場合は、契約原図を複写したものを原図としてもよい。 イ 原図は図面ケースに入れ、ケースには工事件名及び受注者名を明記する。 (2) 陽画（製本）（大きさ：見開き日本産業規格A列3番） (3)～(4)（変更なし－省略） (5)（変更なし－省略） ア 機器性能試験成績書（機器メーカーの成績書を含む。）及び機器取扱説明書等を提出する（大きさ：日本産業規格A列4番）。ただし、原図は不要とする。 2（変更なし－省略）	1.4.2 しゅん功図	1 しゅん功図として次のものを作成する。ただし、併存施設部分については、施設管理者と協議する。 (1) 原図（大きさ：契約原図と同じ（日本工業規格A列1番又はA列2番）。） ア しゅん功時の図面をトレーシングペーパーに印刷する。ただし、契約原図と変更がない場合は、契約原図を複写したものを原図としてもよい。 イ 原図は図面ケースに入れ、ケースには工事件名及び受注者名を明記する。 (2) 陽画（製本）（大きさ：見開き日本工業規格A列3番） (3)～(4)（変更なし－省略） (5)（変更なし－省略） ア 機器性能試験成績書（機器メーカーの成績書を含む。）及び機器取扱説明書等を提出する（大きさ：日本工業規格A列4番）。ただし、原図は不要とする。 2（変更なし－省略）	工業標準化法の一部改正に伴う修正
41	9.1.1 適用範囲	1（変更なし－省略） 2 昇降機設備は、建築基準法、同法施行令及び同法に基づく告示、日本産業規格（JIS）並びに条例ほか、関連諸法令などの定めによる。 3～5（変更なし－省略）	9.1.1 適用範囲	1（変更なし－省略） 2 昇降機設備は、建築基準法、同法施行令及び同法に基づく告示、日本工業規格（JIS）並びに条例ほか、関連諸法令などの定めによる。 3～5（変更なし－省略）	工業標準化法の一部改正に伴う修正